

移動用発電機電気工作物（発電機設備）特例申込書

令和 年 月 日

仙 台 市 長 様

代表者 住所

氏名

電話

移動用電気工作物（発電設備）の使用を次の理由により、下記事項等を遵守致しますのでご了承願います。尚、作業は貴館の指示にしたがい行います。

◎移動用電気工作物（発電機設備）使用理由		
使 用 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 日間	
催 物 名 称		
主 催 者	住 所 TEL ()	
	名 称	
	催 物 責 任 者 TEL ()	
取 扱 者	業 者 名	
	現 場 取 扱 責 任 者 TEL ()	
	設 備 (発 電 機) 容 量	KW / V 相 線式
	設 備 使 用 時 間	準 備 時 分 ~ 時 分 リハーサル 時 分 ~ 時 分 公 演 時 分 ~ 時 分

発電機設備取扱の遵守事項

1. 発電機設備は、低騒音及び低振動型であること。
2. 現場取扱責任者（発電機運転責任者、以下現場取扱責任者という）をおき、遺漏なき管理をすること。
3. 現場取扱責任者は、発電機設備の設置場所や電源取り出し口、接続箇所、配線等の露出部分を十分に養生し、また充電部分が露出している場合は、人が容易に触れるおそれのないように施工すること。
4. 現場取扱責任者は、発電機設備や回路に関する事等トラブルについては全責任を負うこと。
5. 現場取扱責任者は、故障事等の対応のため常に所在を明確にしておくこと。
6. 発電機設備から調光用ユニット部までの配線は、できる限り短い距離の範囲（程度）とする。
7. 屋外に、ケーブルの接続部を絶対に設けないこと。
8. 発電機設備の外箱には、ケースアースを施すこと。
9. 発電機設備の保安確保については、電気関係法令等を遵守すること。
10. 発電機の予備燃料等は、屋外に放置せず十分な管理をすること。
11. 発電機積載車両及び発電機搬入車は2 t車程度以下とすること。
12. 発電設備の設置方法及び配線方法、また、不明な点については会館係員と相談のうえ指示に従うこと。

別紙に次の事項を記入し、提出すること。

- ① 発電機の設置場所図面。
- ② 発電機から保守装置（ブレーカー等）及び負荷設備に至るまでの配線図。
- ③ 調光ユニット部、調光卓及びその他の電気機械器具の設置場所図面。

（注）※移動用電気工作物（発電機設備）特例申込書及び、その他図面等は、開催日以前に提出し必ず承認を受けること。